

議案第153号

さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設備の基準) 第9条 [略] 2 [略] 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、 <u>放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u> 4 [略]	(設備の基準) 第9条 [略] 2 [略] 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。 4 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。